

平成26年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成26年9月10日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 閉 会	平成26年9月22日 午前9時 平成26年9月22日 午前9時39分			議長 武富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 成 彦	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	8 番	古 賀 成 彦	9 番	西 原 好 文	1 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川久保 義 文	○
	総務企画課長	田 中 盛 方	○	教 育 課 長	相 島 千代治	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こども応援課長	山 下 栄 子	○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成26年 9 月22日

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第38号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第39号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 江北町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第42号 江北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第43号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第44号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第45号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第46号 平成25年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第47号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第48号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第49号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第50号 平成25年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第51号 平成25年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 意見案第4号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第17 意見案第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第18 意見案第6号 農業・農協改革に関する意見書

午前9時 開議

○武富 久議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成26年第4回江北町議会定例会会期13日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会議に入る前に、議案第38号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、並びに、議案第41号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、田中町長から訂正したいとの申し出がありますので、説明を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは議長のお許しをいただきまして、訂正をさせていただきたいと思えます。

今回、上程しておりました議案のうち、議案第38号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の中で、5ページ、一番下の行の2項、「家庭的保育事業者等は」から、次のページ、6ページの1行目までの文言が重複をしておりましたので、議案の訂正をお願いいたします。これは条例作成時、一部の文字に振り仮名が振ってあったものを削除し、議案書の一部だけを差しかえたことにより、先ほどの文言が重複して表示をされたものでございます。

また、議案第41号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の中で、第8条中「自己研鑽」という研鑽の「鑽」に振り仮名を振っておりましたので、振り仮名を削除するよう議案の訂正をお願いするものであります。

事務の不手際により、御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げたいと思えます。今後なお一層の緊張感を持ちながら、事務の執行に当たらせたいと思えますので、お許しをいただきたいと思えます。大変申しわけありませんでした。

○武富 久議長

田中町長からの説明が終わりましたので、お諮りいたします。ただいま説明がありました訂正の件について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 3 分 休憩

午前 9 時 7 分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

よって、議案第38号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、並びに、議案第41号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について訂正することに決定いたしました。

会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますが、ただいま意見案第4号、意見案第5号、意見案第6号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、意見案第4号、意見案第5号、意見案第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見案第4号、意見案第5号、意見案第6号を上程いたします。

職員をして朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富利夫）

(朗読省略)

○武富 久議長

朗読が終わりましたので、お諮りいたします。意見案第4号、意見案第5号、意見案第6号は会議規則第36条3項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、意見案第4号、意見案第5号、意見案第6号の趣旨説明を省略することに決しました。

日程第1 委員長報告

○武富 久議長

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期3日目に各委員会に付託しました議件に関し、各委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長古賀成君。

○古賀 成総務常任委員長

皆さんおはようございます。総務常任委員会委員長報告をいたします。

今期9月議会定例会、会期3日目の9月12日、私たち総務常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第38号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第39号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第40号 江北町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、議案第41号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第43号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第2号）の歳入全部と歳出のうち、款2. 総務費、款3. 民生費、款4. 衛生費、款10. 教育費。

以上の付託事件について、9月19日、全委員出席のもと、執行部から関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第38号については賛成多数で、その他の議案は全員賛成であり、よって、付託事件全て可決すべきものと決しました。

なお、ここで総務常任委員長として、執行部に注意を喚起します。

議案第38号、議案第41号等に不備があり、執行部の大変なミスがありました。総務常任委員会としては、この議案第38号、第41号は、条例の制定にあるがゆえに、どのように取り扱うのか慎重に議論を交わしました。原因がどこにあるのか、各課長の意見を聞くも、弁解なのか、原因がどこにあるのかわからない。そこで、条例（案）の全部の差しかえを行い、本会議で執行部の説明、謝罪を求め、委員長が経過報告をし、このようなことがないように慎重に取り扱うということで執行部に注意を喚起し、審議に入ったものであります。結論は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、総務委員長の経過報告といたします。

総務委員会終了後に、電子システム永久保存等について山崎総務課長補佐から詳細な電子システムについての勉強会、研修を行いました。

また、本委員会には、町民の方の傍聴があり、傍聴席を設け、緊張感あふるる委員会であ

りましたことを報告いたします。傍聴者に敬意を払う次第です。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。終わります。

○武富 久議長

次に、産業常任委員長池田和幸君。

○池田和幸産業常任委員長

おはようございます。産業常任委員会委員長報告を行います。

今期9月議会定例会、会期3日目の9月12日、私たち産業常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件1、議案第42号 江北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第43号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第2号）歳出のうち、款6. 農林水産業費、款8. 土木費、款11. 災害復旧費、議案第44号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第45号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

以上の付託事件について、9月19日、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、一般会計補正予算の中で、款8. 土木費、項5. 住宅費、目1. 住宅管理費の空き家等の適正管理事業、13. 委託料で、調査設計委託料889千円が計上されていますが、執行に当たっては今後の対応をより慎重にしていきたいと要望しておきます。

以上、委員長報告を終わります。

○武富 久議長

続きまして、決算特別委員長古賀成君。

○古賀 成決算特別委員長

それでは、決算特別委員会委員長報告をいたします。

今期9月議会定例会、会期7日目の9月16日、私たち決算特別委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第46号 平成25年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て、議案第49号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 平成25年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 平成25年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について。

以上の付託事件について、9月16日、17日、18日の3日間、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第46号、議案第48号、議案第49号、議案第51号については賛成多数、その他の議案は全員賛成であり、よって、付託事件全て可決すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会委員長報告といたします。終わります。

○武富 久議長

各委員長の審査報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。いいですか、質疑。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

日程第2 議案第38号

○武富 久議長

日程第2. 議案第38号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

おはようございます。土渕茂勝です。江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対の意見を述べます。

この条例案は、2012年8月に成立した子育て3法に基づくもので、子ども・子育て支援制度として、条例化を国が進めてきたものです。

待機児童を解消するとして、本来なら公的保育を充実すべきであるのに、公的保育を後退させ、企業参入を促すものとなっております。

条例案は、国の基準をほぼそのまま受け入れ、条文化し、町独自の基準づくりとなってい

ると思えません。

小規模保育などの地域型保育事業は、一部を除き保育士資格が不要で、研修だけでよいとなっております。保育士配置基準の緩和は、保育の質の低下をもたらし、子供の命にも直結する問題で、改めることを求めます。

また、3歳未満児が対象であるにもかかわらず、給食の外部搬入を認めることとなっており、これでは幼児の健康と安全を守ることはできません。給食は自園調理とし、調理員の配置を行うべきです。

現在、江北町には待機児童は存在しておりません。そういう中で、国の示す最低基準を条例化するのではなく、これまで町が進めてきた幼児教育の質を落とさず、さらに充実する基準を持った条例を策定すべきです。

以上の理由で、条例案に反対をいたします。

○武富 久議長

ほかに討論の方ありませんか。3番井上君。

○井上敏文議員

おはようございます。議案第38号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回上程された条例の制定については、国の少子化対策に伴い2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児教育や保育、地域の子育て支援を総合的に支援するものであります。

この条例は、将来における待機児童の解消などが大きな目的であり、保育所の利用条件の緩和に加え、地域型保育事業が市町村の認可でできるとしてあります。また、保育士不足への対応、地域の子育て支援拠点事業や一時預かり事業など、多くの施策が町の判断に委ねられており、柔軟に対応できるとしてあります。

現在、本町においては駅南地区の宅地開発が進み、若い世代が住居を構え、夫婦共働きの家庭が多いと聞きます。本町の人口動態を踏まえ、昨年度に子育て支援ニーズ調査を行った結果、園児の若干の増加を見込み、さらに今年度、子ども・子育て支援事業計画を策定し、来年度から運用していくことにしております。

このことに鑑み、本町の子育て支援施策の一つとして、特に3歳未満児の受け入れ態勢を整えることが急務であり、親が安心して子供を産み育てやすい環境を町が整えることにより、

母親の社会進出にもつながってくるものと思います。

本町は子育て支援施策に力を入れており、今回の条例制定により、入園、入所に対する緩和措置が図られることから、充実した子育て支援施策が展開されることになると思います。

よって、本条例は必要であると考えます。

以上により、本議会に上程されました議案第38号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成討論とさせていただきます。

○武富 久議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第38号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案どおり可決と決しました。

日程第3 議案第39号

○武富 久議長

日程第3. 議案第39号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第39号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第40号

○武富 久議長

日程第4. 議案第40号 江北町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第40号 江北町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定については原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第41号

○武富 久議長

日程第5. 議案第41号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第41号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第6 議案第42号

○武富 久議長

日程第6. 議案第42号 江北町水道事業の設備等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第42号 江北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決と決しました。

日程第7 議案第43号

○武富 久議長

日程第7. 議案第43号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第43号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第2号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第8 議案第44号

○武富 久議長

日程第8．議案第44号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第44号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決と決しました。

日程第9 議案第45号

○武富 久議長

日程第9．議案第45号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第45号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決と決しました。

日程第10 議案第46号

○武富 久議長

日程第10. 議案第46号 平成25年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第46号 平成25年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第11 議案第47号

○武富 久議長

日程第11. 議案第47号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第47号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第12 議案第48号

○武富 久議長

日程第12. 議案第48号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第48号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第13 議案第49号

○武富 久議長

日程第13. 議案第49号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第49号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第14 議案第50号

○武富 久議長

日程第14. 議案第50号 平成25年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第50号 平成25年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第15 議案第51号

○武富 久議長

日程第15. 議案第51号 平成25年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第51号 平成25年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第16 意見案第4号

○武富 久議長

日程第16. 意見案第4号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、意見案第4号 「手話言語法」制定を求める意見書は原案どおり可決と決しました。

なお、可決された意見書については、関係官庁に送付いたします。

日程第17 意見案第5号

○武富 久議長

日程第17. 意見案第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、意見案第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書は原案どおり可決と決しました。

可決された意見書については、関係官庁に送付いたします。

日程第18 意見案第6号

○武富 久議長

日程第18. 意見案第6号 農業・農協改革に関する意見書を議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、意見案第6号 農業・農協改革に関する意見書は原案どおり可決と決しました。

なお、可決された意見書については、関係官庁に送付いたします。

次に、閉会中の所管事務調査について、各常任委員長よりサトウ食品新発田工業の視察申し出がっておりますので、お諮りいたします。

今回の所管事務調査は、総務常任委員会、産業常任委員会によるサトウ食品新発田工場を合同で視察することで閉会中の事務調査として各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、閉会中の事務調査は、以上のとおり付託することに決しました。

皆さんに報告いたします。

陳情書等が提出されております。内容につきましては、お手元に配付しております文書表

のとおりであります。

これをもって本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年第4回江北町議会定例会は閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、平成26年第4回江北町議会定例会を閉会いたします。

午前9時39分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年 9 月22日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書 記